

介護予防支援及び第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）における関連様式一覧 ※1

令和6年4月 武蔵野市高齢者支援課

使用時	様式名	介護予防支援 ※2	第1号介護予防支援 ※3
アセスメントから評価まで	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	○	○
	武蔵野市 利用者基本情報（地域包括支援センターが作成・保管）	○	○
	アセスメント用情報収集シート	○	○
	介護予防サービス・支援計画書（国様式例2）※4	○	
	介護予防サービス・支援計画表 A～C表（都推奨様式）※4	○	
	介護予防週間支援計画表 D表	○	○
	介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）E表	○	○
	介護予防支援サービス・支援評価表 F表	○	
	総合事業・介護予防サービス・支援計画表【武蔵野市独自様式】		○
実績提出時 ※5	予防給付請求業務提出書類等チェックリスト【武蔵野市独自様式】	○	○
	給付管理票（国様式第十一）	○	○
	介護予防支援介護給付費明細書（国様式第七の二）	○	
	介護予防・日常生活支援総合事業明細書（介護予防ケアマネジメント費）（国様式様式第七の三）		○
	サービス利用票	○	○
	サービス利用票別表	○	○

- ※1 令和6年4月サービス提供分（5月実績提出分）より適用します。予防給付利用者名簿および総合事業利用者名簿【武蔵野市独自様式】は各事業所の提出事務軽減のため提出不要としました。
- ※2 介護予防支援：要支援者が介護予防給付のサービス（介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与など）を利用している場合のケアマネジメントを介護予防支援といいます。
- ※3 第1号介護予防支援：要支援者又は総合事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス、通所型サービス）のみを利用している場合のケアマネジメントを第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）といいます。但し、介護予防住宅改修又は介護予防福祉用具購入と総合事業のみを利用する場合は第1号介護予防支援となります。
- ※4 （国様式例2）または（都推奨様式）のどちらかをご提出ください。
- ※5 基本的に毎月5日までに、武蔵野市地域包括支援センターまで郵送又は持参ください。